

申請者確認・提出

※窓口へ申請される前に、このシートの各項目を記入していただき、各確認事項にチェックをお願いします。

【提出書類の確認シート】 実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）実施計画

A. 事業所に関する記載事項

Table with 4 columns: ①事業所名, ②担当者氏名, ③雇用保険適用事業所番号, ④主な産業分類, ⑤訓練の職種, ⑥企業の規模, ⑦会社概要がわかるホームページ. Includes fields like '株式会社 実践', '実習 併郎', '1401-000000-0', 'G', 'ソフトウェア開発職', '中小企業', and a URL 'http://iissen.vo.sei.con.jpn'.

B. 訓練実施計画に関する確認事項

各欄について内容をご確認されましたら、「□ 確認済み」に、「✓、■、○」等を記してください。また、⑪及び⑫については、該当する項目の「□」に、「✓、■、○」等を記してください。

Confirmation form for training implementation plan. Includes items ⑧ through ⑫ with checkboxes for '確認済み' (confirmed). Item ⑧: Training period 6 months to 2 years. Item ⑨: Total training hours 850+ per year. Item ⑩: OJT ratio 20-80%. Item ⑪: Job card reference. Item ⑫: Off-JT implementation details.

第2面もご確認下さい。

⑬訓練の対象者は、訓練期間の始期の時点で、15歳以上45歳未満の者である。

確認済み

また、次のいずれかに該当する者に対して訓練を実施するものである。

- 1) 新たに雇用しようとする者に対して、訓練を実施する  
 ※雇入れ日が訓練実施計画での訓練始期の前2週間以内にあること。
- 既に雇用している短時間等労働者(非正規社員・パートタイマー等)を、通常の労働者(正社員)に転換させて、訓練を実施する  
 2) ※短時間等労働者の正社員転換日が訓練実施計画における訓練始期の前2週間以内にあること。   
 ※対象となる短時間等労働者がこの申請手続きを行う時点より前に既に雇用されていること。  
 (別途、確認書類を提出する必要があります)
- 特定分野関係企業において既に雇用している短時間等労働者以外の労働者を対象として訓練を実施する  
 3) ※主たる事業が日本標準産業分類の建設業、製造業又は情報通信業である企業からの申請であること。   
 ※対象となる短時間等労働者以外の労働者がこの手続きを行う時点より前に既に雇用されていること。
- 実践型人材養成システムの実施期間を通じて、大学等の関係講座を活用した企業における既に雇用している短時間等労働者以外の労働者を対象として訓練を実施する  
 4) ※大学等とは、学校教育法第1条に規定する大学(大学院及び短期大学)。   
 ※対象となる短時間等労働者以外の労働者がこの手続きを行う時点より前に既に雇用されていること。

※この申請手続きを行う時点で対象者が未定の場合も、この要件をご確認の上で、訓練対象者を選定してください。

### ■ 主な産業分類について

主な産業分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づき、下表の大分類区分一覧(A~T)の中から、選択してください。

詳細については、以下のURL(総務省統計局ホームページ)をご参照ください。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>

キーワードによる分類検索はこちら

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

A 農業, 林業	K 不動産業, 物品賃貸業
B 漁業	L 学術研究, 専門・技術サービス業
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	M 宿泊業, 飲食サービス業
D 建設業	N 生活関連サービス業, 娯楽業
E 製造業	O 教育, 学習支援業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	P 医療, 福祉
G 情報通信業	Q 複合サービス事業
H 運輸業, 郵便業	R サービス業(他に分類されないもの)
I 卸売業, 小売業	S 公務(他に分類されるものを除く)
J 金融業, 保険業	T 分類不能の産業

### ■ 企業の規模について

企業の規模は、下表のとおり「主たる事業」ごとに、「A企業の資本の額又は出資の総額」又は「B企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。下表のA又はBのうちいずれかに該当する場合は、中小企業となります。

営利法人以外の法人(以下「非営利法人」とします。)については、常時雇用する労働者数によって判断します。非営利法人には、公益法人(財団法人・社団法人)・学校法人・宗教法人・医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・協同組合(農業協同組合、生活協同組合、信用協同組合等)・相互会社・中間法人等がこれに該当します。

主たる事業	A 企業の資本の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業・建設業・運輸業その他	3億円以下	300人以下